

輸入情報通信機器の 認証制度案内

電波研究所では関税庁(財務省)の
輸入機器通関資料を随時、検索し、
認証対象機器の輸入状況を把握、
認証案内を行っています。

mic 情報通信部 電波研究所

Ministry of Information & Communications
Radio Research Laboratory

1. 認証制度の紹介

販売を目的とし情報通信機器を輸入しようとするものは、電気通信基本法及び電波法による関連認証を取得し、これに関する表示を製品に貼らなければなりません。

もし認証を取らずに製品を販売したり、販売のため陳列または流通させた場合は、関連規制による処罰を受けます。

1 - 1 . 電気通信機資材 (型式認証)

－ 基幹通信網を外部の電気及び機械的危害から保護し、使用者の安全及び権益を保証する為。

1 - 2 . 無線設備機器 (型式検定または型式登録)

電波資源の効率的な利用、電波を使用する無線機器の性能と品質の保証、人の安全に関連する無線機器の信頼性の確保、国内の電波制度維持の為。

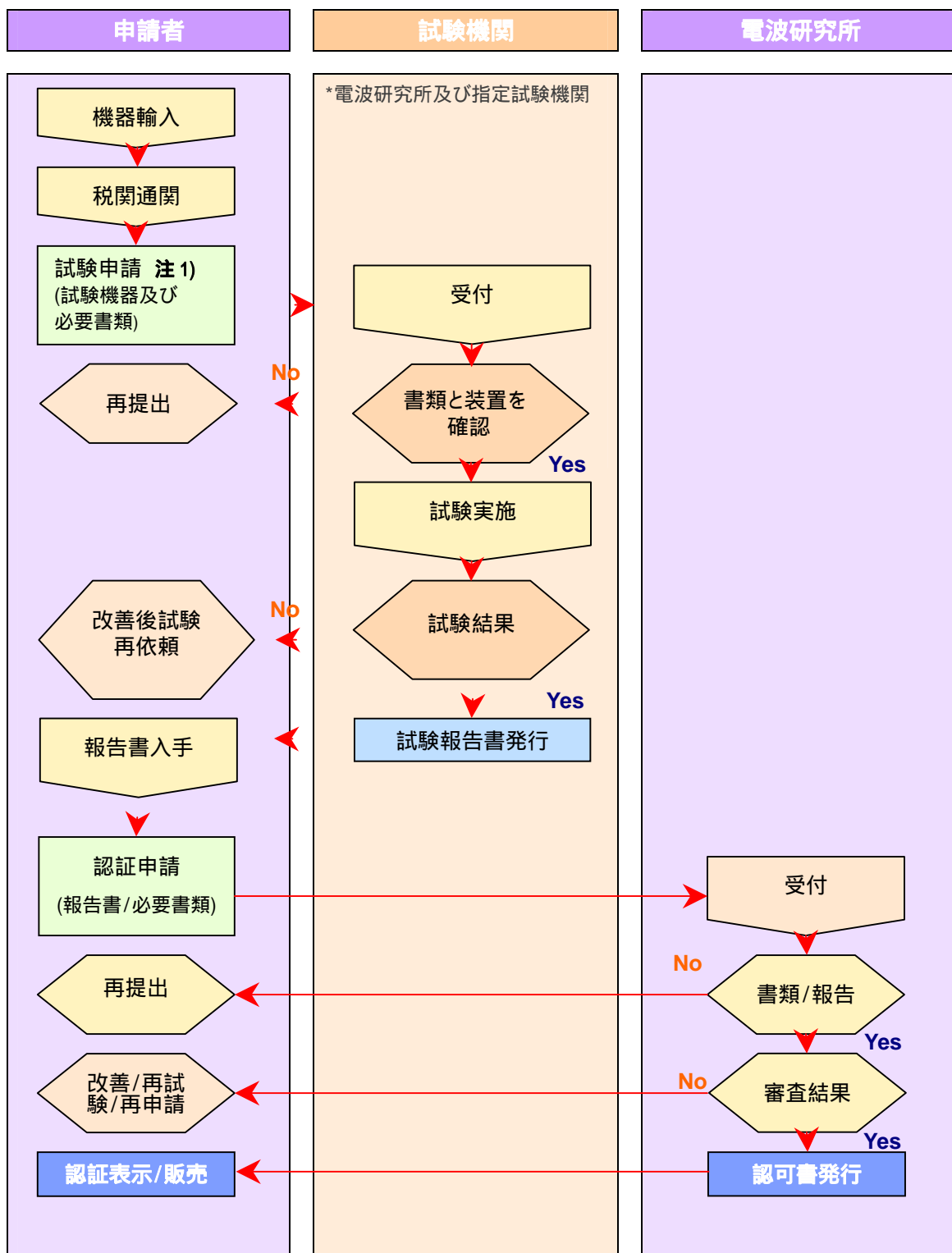
1 - 3 . 情報機器 (電磁波適合登録)

電気・電子機器の使用急増による機器から発生する不要電磁波、その他の機器若しくは外部の電波による通信障害及び機器誤動作による人と財産の被害を最小化し、国内電波環境を保護する為。

1 - 4 . 抜き取り試験 (情報通信機器)

認証取得後に流通される情報通信機器が電気通信関係法及び電波関係法で定める規定通り流通されているかどうかを調査・確認・試験し、不適合事項が発生した時の行政処分などをする。

輸入機器の認証手続き



注 1)型式検定対象機器の試験は電波研究所でのみ試験できますので、必ず電波研究所に申請しなければなりません。

2. 輸入機器に関する抜き取り試験

2 - 1. 目的

輸入された情報通信機器が関連法に規定された技術基準に合った流通をする為。

2 - 2. 抜き取り試験 履行事項

市場に流通中の情報通信機器の認証(型式認証、型式検定または型式登録、電磁波適合登録)取得をしているか否かの確認

認証取得後、実際流通している機器の該当技術基準が適合しているかの確認・試験
認証表示附着及び変更申請などの行政事項を守っているかの確認

2 - 3. 抜き取り試験の不合格機器に関する処理

抜き取り試験で不合格だった機器は、輸入中止及び回収命令などの行政処分
処分の内訳を類官機関(関税庁、調達庁など)に通報

2 - 4. 認証を取らず流通する場合の関連法による刑事告発処置

電気通信基本法 第 48 条:3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金

電波法 第 84 条:3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金

3. 協力事項

韓国政府は、輸入製品に対して行っていた税関帳の確認制度を廃止し、電波研究所の“輸入機器確認証”または“登録・承認書”で通関されていた情報通信機器を要件確認無しで通関できるよう制度を大幅に改善し、申請者の不便を最小化しました。

これは、迅速な通関で企業の物流費用、節減など、輸入業者に対するサービスを向上させるためで、認証を取らずに販売または使用できるようにしたわけではありません。

従って、認証を取得した機器には認証表示をし、認証を取得していない対象機器は通関直後、認証取得をし、販売又は使用するよう規定されているので、必ず認証を取得してから販売してください。

なお、認証を取らず(不法機器)販売したものは、電気通信基本法第 48 条により 3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金及び電波法第 84 条の規定により 3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金が課せられますので、適法な情報通信機器が流通されるようご協力願います。

情報通信機器認証申請と関連し、認証対象機器及び認証手続きなどについて不明な点やご質問などありましたら、電波研究所(031-428-2304～6, 2315～8)に電話をして下さい。また、ホームページ(<http://www.rri.go.kr>)でも、詳しく案内しております。